

# 一般乗用旅客自動車運送事業運送約款

(適用範囲)

- 第1条 ミテマツ（以下、当社という）が行う一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）に関し、旅客との間の運送条件を定めるものとします。
- この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。
  - 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(係員の指示)

- 第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

(運送の引受け)

- 第3条 当社は、次条により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
- 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
  - 当該運送に適する設備がないとき。
  - 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
  - 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
  - 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
  - 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
  - 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。
  - 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
  - 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
  - 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
  - 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。
- 当社の禁煙車両（禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。）内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。
  - 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

(運賃及び料金)

- 第5条 当社が收受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

(運賃及び料金の收受)

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

(ペットの同乗および運送)

第11条 当社は、福祉輸送サービスの提供にあたり、旅客の依頼がある場合に限り、当該旅客が所有する小動物(犬・猫等)を旅客の運送に附随する貨物として、旅客と同乗させて運送することがあります。

2 前項の運送は、旅客の移動を主目的とする「一般乗用旅客自動車運送事業」の範囲内で行われるものであり、貨物のみの運送を目的とするものではありません。

3 当社は、当該動物の運送にあたって動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「動物取扱責任者」の資格を有する者を対応させ、適切な管理に努めます。

4 前各項に基づき運送される小動物に関し、運送中に生じた事故、負傷、死亡その他の損害については、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社が加入するペット事業者保険により補償される範囲をもって、当社の責任の限度とします。

5 小動物の状態、種類、性質、又は適切な容器(ケージ等)への収容がなされていない等の理由により、安全な運行又は他の旅客への配慮に支障があると運転者が判断した場合は、第4条第2号または第3号の規定に準じ、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

(協議事項)

第12条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、法令及び標準運送約款の趣旨に従い、旅客と誠意をもって協議し解決するものとします。

附則

本約款は、認可日より実施します。